

令和元年度 第12回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和2年3月13日(金) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 石 黒 直 人 生 涯 学 習 課 長 近 藤 修 好 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和元年度第11回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第5号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について 日程第4 議案第18号 清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案 日程第5 議案第19号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案 日程第6 議案第20号 清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案 日程第7 議案第21号 清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案 日程第8 議案第22号 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案 日程第9 議案第23号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について 日程第10 議案第24号 清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案 日程第11 議案第25号 清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案 日程第12 議案第26号 令和2年度清須市教育委員会基本方針案 日程第13 議案第27号 県費負担教職員等の人事の内示について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 堤 忠 正 委 員 高 山 智 司 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和元年度 第12回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、堤委員と高山委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 第11回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第11回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。
それでは、お手元の令和元年度第11回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。今回は、公開と非公開の会議録でございます。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和2年2月14日、金曜日、午前9時30分開会でございます。
出席委員につきましては、齊藤教育長のほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長のほか、6名の教育部職員でございます。
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3について同意をいただき、日程第5について議決をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから4ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。
また、その次といたしまして、非公開の会議録がございます。こちらは非公開の議案として日程第4、議案第16号、県費負担教職員の人事の内申についてを会議録としてまとめさせていただきました。1ページから2ページまでとなりますので、併せてご確認をお願いいたします。以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これより、採決を行います。第11回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]

挙手全員です。従って、第11回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、福田委員と後藤委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第5号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について

齊藤教育長 日程第3、専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長 はい。スポーツ課長の浅野でございます。

専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

元年専決第5号、専決処分書。清須市新型コロナウイルス肺炎対策本部会議の決定を受け、清須市教育委員会所管の施設の休館等について、緊急に処理する必要があると認めたので清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月5日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページめくっていただきまして、休館等を行った施設の一覧になります。今回休館等を行った清須市教育委員会所管の施設は、アルコ清洲、カルチバ新川、清須市はるひ美術館清須市清洲市民センター及び清須市春日公民館、清須市立図書館、清須市屋外社会体育施設、にしびさわやかプラザ、西枇杷島会館、清須市問屋記念館、清須市春日 B&G 体育館、清須市立学校施設開放などです。

期間につきましては、令和2年3月6日から同月31日までとなっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員

会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第18号 清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案

齊藤教育長 日程第4、議案第18号、清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。
議案第18号、清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関し必要な事項を定める必要があるからです。
1枚はねていただきますと、今回制定する要綱案になります。
学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食につきまして、今までは内規に基づき実施しておりましたが、学校給食を理解していただくために、市民を対象とした事業であることから、要綱として告示するものであります。
内容といたしましては、見学、試食にかかる対象者や、日時、費用負担、申し込み処理等について記載しております。
施行につきましては、令和2年4月1日からです。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(堤職務代理者 挙手)
堤職務代理者

堤職務代理者 はい、要綱案第2条第3項の規定について、教育委員会が適当と認める者については、具体的にどのような者を想定しているのでしょうか。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)
学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長 はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。
第2条第3項の対象者といたしましては、市内において食育活動等を推進しているグループ等が希望した際に行うことを想定しております。

齊藤教育長 他に、質疑はありますか。
(高山委員 挙手)
高山委員。

高山委員 はい、こちらの学校給食に試食につきまして、場所はどちらで行うのでしょうか。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。
試食を実施する場所につきましては、小中学校等が希望する場合には学校施設にて実施し、その他市民が希望する場合には給食センター内にて行います。

齊藤教育長

他に、質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第18号、清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第18号、清須市学校給食センターの施設見学及び学校給食の試食に関する要綱案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第5、議案第19号、清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。
議案第19号、清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、子ども・子育て支援法施行令の一部改正による子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助金交付事務が廃止されることを受け、規定の整理を行う必要があるからです。

2ページおめくりください。新旧対照表となります。私立幼稚園に対する事務について、就園を奨励するのではなく、無償化に伴う、施設等利用給付費等の支払事務に変更となることから、教育委員会事務組織規則の中の学校教育係がつかさどる業務のうち、「私立幼稚園に関すること」に改めるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第19号、清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第19号、清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第6、議案第20号、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第20号、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、性的少数者で性別の選択に抵抗感がある方に配慮するため、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の様式における性別記載欄等を修正する必要があるからです。

標記の規則の他、清須市立学校施設開放条例施行規則、清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則、清須市立図書館管理規則の4件の規則の様式から、性別欄を削除するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第20号、清須市屋外社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第20号、清須市屋外社会体育施設の設置及

び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案

齊藤教育長 日程第7、議案第21号、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
議案第21号、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、性的少数者で性別の選択に抵抗感がある方に配慮するため、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の様式における性別記載欄等を修正する必要があるからです。
標記の要綱の他、清須市私立高等学校授業料等補助金交付要綱、清須市放課後子ども教室事業実施要綱、清須市学校支援学生ボランティア事業実施要綱、清須市立小中学校医療的ケア実施要綱、清須市生涯学習人材バンク設置要綱の6件の要綱の様式から、性別欄を削除するものです。
以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第21号、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、議案第21号、清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱等の一部を改正する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案

齊藤教育長 日程第8、議案第22号、清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第22号、清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、指導員の身分等に係る規定を削除する必要があるからです。

臨時・非常勤職員として雇用されている適応指導教室の2名の方の任用が、令和2年4月から制度開始となる新しい任用制度に関する条例や規則が市長部局において規定されたため、本要綱から削除するものです。

2ページおめくりください。新旧対象表となります。任用に関する規定部分を削除することとなりますが、市長部局で規定された条例、規則に基づき任用されることとなります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第22号、清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第22号、清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について

齊藤教育長

日程第9、議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第5条第1号の規定により、令和2年度及び令和3年度の給食用物資納入業者の指定について、承認を得る必要があるからです。

1 ページはねてください。指定業者の一覧表となります。

1 番の五十嵐商店から、41 番の横関精肉店までの 41 業者でございます。個人、団体業者が 1 番から 12 番まで、法人が 13 番から 41 番までとなっております。

これら 41 の業者は全て、今年度も指定している業者でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第 23 号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第 23 号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 24 号 清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案

齊藤教育長

日程第 10、議案第 24 号、清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第 24 号、清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案。上記の議案を提出する。令和 2 年 3 月 13 日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法

提案理由です。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、個別に規定されていた英語指導助手及び国際交流員の任用に係る規則を廃止する必要があるからです。

嘱託員として雇用されている英語指導助手及び国際交流員の任用については、令和 2 年 4 月から制度開始となる新しい任用制度に関する条例や規則が市長部局において規定されたため、本規則を廃止するものです。

新しく創設される、会計年度任用職員として、引き続き任用していくものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第24号、清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第24号、清須市英語指導助手及び国際交流員規則を廃止する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号 清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案

齊藤教育長

日程第11、議案第25号、清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

議案第25号、清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、個別に規定されていた小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する必要があるからです。

臨時職員として雇用されている小人数学習指導講師、スクールカウンセラー、青少年・家庭教育相談員、特別支援教育巡回指導員、特別支援教育支援員の任用については、令和2年4月から制度開始となる新しい任用制度に関する条例や規則が市長部局において規定されたため、各要綱を廃止するものです。

新しく創設される、会計年度任用職員として、引き続き任用していくものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第25号、清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第25号、清須市立小中学校小人数学習指導講師要綱等を廃止する告示案については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第26号 令和2年度清須市教育委員会基本方針案

齊藤教育長 日程第12、議案第26号、令和2年度清須市教育委員会基本方針案についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。
議案第26号、令和2年度清須市教育委員会基本方針案について。上記の議案を提出する。令和2年3月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法
提案理由です。この案を提出するのは、令和2年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定める上で必要があるからです。
1ページおめくりください。令和2年度清須市教育委員会基本方針(案)です。赤字となっている部分が、昨年度から修正した箇所となります。
学校教育においては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めること。
重点目標の1では、2ページ(4)で交通ルールを守ることに加え、自転車利用を含めた交通安全に心がけること。(5)では、持続可能な将来を実現できる力を備えられるよう指導に努めること。
重点目標の2では、(8)では、児童生徒が端末機器を活用した学習が可能となるよう、ICT環境の整備を進めるとともに、プログラミング教育の推進に努めること。
重点目標の4では、(5)小学校高学年における外国語教育の推進に努めるとともに、中学校への円滑な接続となるよう努めることを、加筆修正しております。
生涯学習では、あいち朝日遺跡ミュージアムの利活用を、生涯スポーツでは、東京オリンピック・パラリンピックの開催に関連した聖火リレーやスポーツを気軽に楽しみながら、元気な地域づくりに努めること。などが、令和2年度の基本方針の主な、改正となります。
以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第26号、令和2年度清須市教育委員会基本方針案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第26号、令和2年度清須市教育委員会基本方針案については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号 県費負担教職員等の人事の内示について

齊藤教育長

日程第13、議案第27号、県費負担教職員等の人事の内示についてを議題といたします。

議題とする前に、お諮りいたします。本件については、人事に関する議案であり、公正かつ円滑な人事を確保する必要があるため、非公開の取り扱いとすることに、ご異議ありませんか

(委員より、「なし。」の声あり)

全員、ご異議なしと認め、非公開とします

(※ 会議録は別途作成)

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和元年度 第12回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤 孝法

署名委員 堤 忠正

署名委員 高山 智司